

## 教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 「教職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立小学校 総括教諭（46歳）
事案の概要	当該総括教諭は、令和4年7月22日（金）午後1時20分頃、自家用自動車を運転中、相模原市中央区南橋本1丁目14番4号先の信号機のある交差点において、注意義務を怠り交差点を右折したところ、同交差点を横断歩行中の被害者と接触し、路上に転倒させ、全治約3週間を要する頭頂骨骨折等の傷害を負わせた。 このことにより、令和4年11月17日付けで罰金40万円の略式命令を受け、同月22日付けで30日間の運転免許停止処分を受けた。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和5年2月9日

### 上記事案に係る処分(管理監督責任)

項目	内容	
処分を受けた教職員 及び処分の内容	市立小学校 校長	厳重注意
処分年月日	令和5年2月9日	

問合せ先  
教職員人事課  
電話 042-769-8279